

## 〈全体版〉

介護保険法の一部改正に伴う「地域密着型サービスの事業の人員、設備  
及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」等の概要

## 1. はじめに

平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）により、介護保険法の一部改正が行われ、平成24年4月1日に施行されました。

この結果、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、これまで厚生労働省令に規定されていましたが、今般の法改正により、市町村の条例で定めることになりました。

町では、厚生労働省令基準を踏まえ、1年間の経過措置が終了する、平成24年度末までに「岩内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」等を制定する予定としています。

この度、条例（案）の概要を取りまとめましたので、広く町民のみなさまのご意見を募集します。  
[→ 地域密着型サービスとは](#)

## 2. 町が条例を制定する基準

	国（厚生労働省）	岩内町	
①	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚労省令第34号）	岩内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）	資料2
②	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚労省令第36号）	岩内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（仮称）	資料5

### 3. 「厚生労働省令基準」の類型

厚生労働省令基準は、介護保険法第78条の4及び第115条の14により、下記のとおり類型されており、町条例は、これを踏まえて制定します。

#### 【従うべき基準】

条例内容を直接拘束する、必ず適合しなければならない基準です。

基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されますが、異なる内容を定めることは許されません。

- ①従業者の員数
- ②居室の床面積
- ③利用定員（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護のみ）
- ④サービスの適切な利用、適切な処遇、安全確保、秘密保持等

#### 【標準】

「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由の範囲内で地域の実情に応じて「標準」と異なる内容を定めることは許容されます。

- ⑤利用定員（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護を除く）

#### 【参酌すべき基準】

地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されます。

- ⑥上記以外（苦情処理、非常災害対策等）

### 4. 条例制定に当たっての留意点

利用者の処遇等、必要なサービスの質の確保を図った上で、地域の実情を踏まえた基準を制定することが重要であることから、次の点に留意し、条例内容を定めます。

■厚生労働省令基準は、目的達成のための必要最低限の基準であり、各事業所では現に省令を遵守することで適切な事業運営を行っていることから、条例内容は省令内容を基本として定めます。

■岩内町の地域特性や、関係団体・町民等の意見を踏まえるほか、北海道条例との整合性を図ります。

## 5. スケジュール

平成25年2月14日まで	条例制定に係る意見の募集
平成25年2月中・下旬	関係機関での検討等
平成25年3月上旬	岩内町議会定例会へ条例（案）提案
平成25年4月1日	条例施行